令和5年第1回(2月)佐渡市議会定例会会議録(第7号)

令和5年3月23日(木曜日)

議事日程(第7号)

令和5年3月23日(木)午後1時30分開議

第 1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第1号、議案第4号から議案第7号まで、議案第24号、議案第34号、議案第41号から議案第44号まで、陳情第1号、陳情第3号、陳情第4号

第 2 (市民厚生常任委員会付託案件)

議案第8号から議案第13号まで、議案第35号から議案第37号まで、議案第39号、議案 第40号、議案第45号、請願第1号、請願第2号、令和4年陳情第12号、陳情第5号

第 3 (産業建設常任委員会付託案件)

議案第2号、議案第3号、議案第14号から議案第22号まで、議案第38号、議案第46号、 議案第47号、陳情第6号、陳情第8号

- 第 4 発議案第1号
- 第 5 発議案第2号
- 第 6 人口減少対策調査特別委員会の中間報告
- 第 7 議会基本条例検討特別委員会の中間報告
- 第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出版		(2	0名)

1番	平	田	和フ	た 龍	君	2番	山	本	健	\equiv	君
3番	林		純	_	君	4番	佐	藤		定	君
5番	中]1[健	$\vec{=}$	君	6番	後	藤	勇	典	君
7番	北			啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
10番	上	杉	育	子	君	11番	稲	辺	茂	樹	君
12番	山	田	伸	之	君	13番	荒	井	眞	理	君
14番	坂	下	善	英	君	15番	山	本		卓	君
16番	金	田	淳	_	君	17番	中	村	良	夫	君
18番	中][[直	美	君	19番	佐	藤		孝	君
20番	駒	形	信	雄	君	21番	近	藤	和	義	君

欠席議員(1名)

地方自治法第121条の規定により出席した者													
市	長	渡	辺	竜	五	君	副市	ī 長	伊	貝	秀	_	君
教 育	長	新 発	田		靖	君	総務	部 長	中	Щ		宏	君
企 画 則部	^才 政 長	猪	股	雄	司	君	市民部	生活 長	金	子		聡	君
社 会 福 部	値 長	吉	Ш		明	君	地域部	振 興 長	石	田	友	紀	君
農 林 水 部	く産 長	本	間	賢一	郎	君	観光部	振 興 長	岩	﨑	洋	昭	君
建設音	『長	清	水	正	人	君	教育	次 長	磯	部	伸	浩	君
消防	長	羽二	生	正	博	君	企画 副 副 (兼] 課	†政部 『長 財 長)	平	山	栄	祐	君
会計管理 (兼 会 課	理者 ::計 長)	本	間	智	子	君	上下課	水 道 長	森	JII	浩	行	君
両 津 症 管 理 音	房院 『長	伊	藤	浩	二	君	監査	委員長	斉	藤	昌	彦	君
農業委事 務 局	員会長	斎	藤		修	君							
市政已赊只	山帝老												_
事務局職員			TH.	TL			市水口	1.L F	र्जाट		Л		
事務局		中	Ш	雅	史	君	事務局	刀火長	滅	藤	壮	_	君
議事態係	看 査 長	数	馬	慎	司	君	議事調	『 査係	余	湖	巳 和	寿	君

午後 1時30分 開議

○議長(近藤和義君) ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第1号、議案第4号から議案第7号まで、議案第24号、議案第34号、議案第41号から議案第44号まで、陳情第1号、陳情第3号、陳情第4号

○議長(近藤和義君) 日程第1、総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

ここで申し上げます。総務文教常任委員会の付託案件のうち、陳情第3号については、地方自治法第117条の規定により、私は除斥の対象となります。よって、日程第1が終了するまでの間、私は退席し、議長職を駒形副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

[副議長、議長と交代し議長席に着く]

○副議長(駒形信雄君) 再開します。

日程第1の間、議長職を務めさせていただきます。不慣れではございますが、どうぞよろしくお願いを いたします。

それでは、議事を進めます。総務文教常任委員会に付託した案件について、副委員長の報告を求めます。 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。

〔総務文教常任副委員長 平田和太龍君登壇〕

○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に 基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度佐渡市一般会計補正予算(第10号)について)。本案は、歳入歳出にそれぞれ1億9,513万9,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、12月18日の大雪により発生した災害等への対応に要する経費を予算計上するほか、主要地方道佐渡一周線(見立地内)通行止めに伴う路線バス代替運行に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について)。本案は、歳入歳出にそれぞれ2,888万1,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、国の第2次補正予算を受け、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産できる環境整備のため、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、承認すべきものと

して決定しました。

議案第5号 佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例の制定について。本案は、SDGs未来都市等に選定された自覚を深め、多様なパートナーシップの下、島全体でSDGsを推進し、自然豊かな佐渡の特徴や地域資源を有効活用しながら、歴史、文化と環境、経済、社会を循環させ、持続可能な島づくりを実現していくための共通の指針として、佐渡市地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現存の金井公民館調理室が金井コミュニティセンター内に移転することに伴い、佐渡市公民館条例及び佐渡市金井コミュニティセンター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、博物館法の一部改正に伴い、佐渡市博物館条例において条ずれなどの所要の改正を行うとともに、佐渡市佐渡植物園条例を統合するため、佐渡市博物館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市辺地総合整備計画(令和4年度~令和6年度)の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は512億2,000万円と前年度当初予算と比較して58億6,000万円、率にして12.9%の増となるものであります。主な内容は、原油価格、物価高騰等から市民の暮らしを守る当面の対策や老朽化に伴う公共施設などの維持管理、更新、地域医療の確保などの喫緊の課題に対応するとともに、持続可能な島佐渡の実現に向けて、「安心して暮らし続ける島」と「地域循環共生圏の創出」の2本の未来像を政策の柱とした施策に対し、集中的に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、総務部総務課。①、公共施設の在り方について。公共施設については、佐渡市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)が既に策定されているにもかかわらず、また新たに「公共施設適正配置の基本方針」を策定する方針が示された。公共施設の在り方については、佐渡市としての方向性を明確にした上で、市民参加型の「公共施設あり方検討会議」を持つべきである。

- ②、支所・行政サービスセンター改修事業について。佐和田行政サービスセンター改修事業の図書館機能整備については社会教育課、子育て拠点機能整備は子ども若者課が進めているが、総合政策課が取りまとめ役となり、進めるということを確認できた。実際に主となる所管課を明確にし、市民との合意形成を図り、進めるべきである。
 - (2)、総務部防災課。①、地域防災計画について。昨年末の大雪災害での課題を生かし、地域と密着、

連携した地域防災計画及び業務継続計画の見直し、拡充が急務である。

- ②、緊急情報伝達システムの情報端末について。各家庭に設置されている緊急情報伝達システムの情報端末は、導入から長期間が経過しており、既にバッテリーの交換時期を迎えている。昨年末の大雪災害停電時に十分な機能を果たさなかった状況を重く受け止め、端末機本体の見直しも含めて早急に対応すべきである。
- (3)、教育委員会教育総務課。文化・体育活動費支援事業について。過去の決算審査等において、これまで何度も指摘したにもかかわらず、文化・体育活動費支援事業における参加者の受益者負担額の見直しが行われていないのは誠に遺憾である。コロナ禍が回復する中、児童・生徒の文化、体育活動を後押しするためにも、負担額を元に戻すよう強く求める。
- (4)、教育委員会学校教育課。①、放課後の児童・生徒の在り方について。放課後児童クラブ、放課後子ども教室、コミュニティ・スクールなど類似の事業が行われているが、関係課との連携が図られていない。事業統合などを含め連携を強化し、放課後の児童・生徒の在り方の方針について策定すべきである。
- ②、佐渡ことば・こころの教室について。佐渡ことば・こころの教室を必要としている児童数は、令和2年度314人、令和3年度329人、令和4年度354人と年々増加傾向にあることを確認した。人員の拡充を図り、受入体制を強化すること。
- (5)、教育委員会社会教育課。①、外部団体(スポーツ協会、文化財団)について。スポーツ協会及び文化財団は、自立する方針を示しながらも、市から特例の50%を超える補助を依然として受けている。 今後は、自立化の方針を明確にすること。
- ②、健幸ぽいんと事業について。ラジオ体操普及事業などの健幸ぽいんと事業は、関係4課で連携が図られているということであるが、事業全体を主となって進める部署を明確にすべきである。
- ③、博物館について。全国的にも珍しく、希少価値のある植物を有する佐渡植物園を博物館条例に位置づけたが、歴史、文化、自然豊かな佐渡市の施設として充実させること。また、佐渡博物館は令和6年度から無償貸与の1年単位の自動延長となり、施設の老朽化も激しいので、今後の佐渡市博物館ビジョンで方針を明確にすべきである。
- 2、市民厚生常任委員会。(1)、総括的事項。複数の課が連携して取り組む健幸ぽいんと事業については、健康寿命日本一に向けた効果的な事業となるよう、事業実施に当たっては、利用実績や効果などの目標を明確に掲げた上で取り組むとともに、当事者の推進に係る市民の意識向上に向けた啓蒙活動を積極的に行うこと。
- (2)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業について。 佐渡市社会福祉協議会への補助金及び委託事業については、地域福祉活動事業の補助率増や地域力強化事業による専門スタッフの配置拡充など、地域福祉の課題解決に向けて評価できる予算である。当協議会は、地域の様々な社会資源とのネットワークや多くの人々との支援と協働により成り立っていることから、広く市民に理解が得られる取組を本旨として対応されたい。
- (3)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉一般経費、4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、地域医療の人材育成・確保事業について。地域医療基金を原資とし、佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会負担金として、当協議会の体制強化と活動支援、ICT活用による医

療と介護の連携支援、その他持続的な医療体制の確保に資する事業及び研修医の海外留学支援に関わる経費に充当するとの説明であった。本市の医療体制が存亡の危機に瀕していることに鑑み、先進的事例の研究や当協議会での周到な議論を重ねることで、それぞれの事業が確実な成果をもたらすことを強く求める。また、医療構想調整会議のメンバーである県にも相応の協力を得る必要があることから、当協議会の経費負担についてもさらなる検討を進めること。

- (4)、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、児童館・学童保育運営費について。令和5年7月から、放課後児童クラブのサービスの向上、支援員の資質の向上及び確保等の課題を解消することを目的として、放課後児童クラブの運営の民間委託が始まる予定であるが、あくまで運営の委託であることから、利用者やその家族の不安や心配の声が解消されるよう、その運営については市が責任を持って関わること。
- (5)、4款民生費、1項保健衛生費、5目健康保養センター費、温泉運営費について。入浴施設の指定管理料については、昨今の燃料費の高騰等を配慮し、指定管理事業者と十分に協議した上で対応を検討することを求める。
- (6)、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、リサイクル推進事業について。リサイクルの推進 に当たっては、市民に分かりやすく3Rの取組の見える化を図り、市民のさらなる意識向上に努めること。
- 3、産業建設常任委員会。(1)、地域振興部地域づくり課。2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。令和5年度、ふるさと納税額6億円を目指すという挑戦的な 目標を掲げていることは評価する。しかし、目標の達成に向けては、全国からの注目を集める努力が必要 であると思料する。そのために返礼品の量と質の向上や商品の高額化はもとより、世界文化遺産登録の機 運醸成、マスメディアを活用し相乗効果を起こすこと、佐渡に関連するインフルエンサー(影響を与えら れる人)の活用も含め、佐渡全体の露出に努めることにより多額の寄附を集めることを求める。加えて、 佐渡産品のブランド化、高付加価値化に向けた魅力ある商品の造成に努められたい。
- (2)、地域振興部移住交流推進課。7款商工費、1項商工費、3目企業誘致推進費、企業誘致・スタートアップ支援事業(進出企業定着・地域活性化支援事業)について。本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、進出企業の定着と地域課題の解決を推進する新規の事業である。1億5,000万円の予算が計上され、5事業に対し、それぞれ3,000万円を補助する予定であり、1件当たりの補助額が高額となっている。費用対効果を求められる事業であることから、企業間連携の推進や事業成果のモニタリングなどをしっかりと実施していくことを強く求める。
- (3)、農林水産部。総括的事項。農林水産業の人材確保及び育成は、喫緊の課題の一つである。島外での移住系イベントや一次産業を学ぶ高校、大学などへ出向いて、積極的にアピールし、担い手確保に努めること。また、農協、漁協、森林組合などと連携し、研修事業を行うことで、半農半X的な働き方も実現できるよう着実な人材育成を行うこと。加えて、就労場所及び居住場所の確保、整備を地域振興部と連携して推進することを強く求める。
- (4)、観光振興部。総括的事項。執行部の説明によれば、令和5年度の観光入り込み客数をコロナ前の令和元年度、49万5,000人の水準まで回復させたいとのことである。インバウンド(訪日外国人)の受入れも含めたアフターコロナに向けた持続可能な観光振興策を打ち上げている中で着実に遂行し、施政方

針にもうたわれている「地域循環共生圏を生かした観光地域づくり」の推進に努めること。そして、「佐渡は文化と観光の島」であるということを再認識し、佐渡の関係人口増大、ひいてはUIターン者の増加につながる最大限の努力を全庁横断的に連携して取り組むことを強く求める。

- (5)、観光振興部、観光振興課。7款商工費、1項商工費、4目観光費、アドベンチャーツーリズム推進事業について。登山、サイクリング、釣りなど佐渡の自然を堪能するツーリズムの推進は、共通の趣味を持つコミュニティーの受入れやリピーター獲得の観点からも、新しい可能性を開く取組であると思料する。効果の高いアプリケーションを活用したり、ビジネスコンテストで入賞するような企業とコラボレーションするなど、方針が明確であることは評価する一方で、自然を楽しむ体験コンテンツにはけがや事故などのリスクが伴うため、安全性の確保を十二分に行い、注意喚起及び啓発活動に最大限の努力をすることを求める。
- ②、7款商工費、1項商工費、4目観光費、観光デジタル化推進事業(アプリ構築業務委託料)について。本事業は、さどまる倶楽部会員向けのウェブページを更新することに伴い、既存アプリでは不可能な旅行者のニーズに沿った情報提供及び発信、滞在中の行動に沿ったアプローチを行えるようアプリを新規に構築するものである。しかし、新たなアプリを使用するためには再インストールが必要であり、利用者に浸透するまで相当な時間を要することが懸念される。周知については、様々な媒体を用いて積極的に、かつ継続的に広報することで、利用者が不便にならないよう努められたい。
- ③、7款商工費、1項商工費、4目観光費、スポーツツーリズム推進事業について。本事業は、トライアスロン運営体制の見直しに関わる負担金として、経営戦略コンサルティング業務に1,054万4,000円、会場設営業務に500万円が計上されており、ボランティア募集体制の構築及びDX化による参加者の利便性向上を図り、業務のアウトソーシングにより人件費削減を目的としている。しかしながら、費用対効果についての説明は不十分であった。また、外部にアウトソーシングすることで、これまで内部に蓄積してきたノウハウが継承されないなどの問題が想定されることに加え、地元の関心が薄れることが危惧される。事業実施に際しては、地元ボランティアや企業などと連携を図り、成果の上がる事業となるよう鋭意取り組まれたい。
- (6)、観光振興部世界遺産推進課。2款総務費、1項総務管理費、19目世界遺産推進費、世界遺産登録推進事業について。今年度は延期となったイコモス(国際記念物遺跡会議)の現地調査であるが、満を持して次年度夏から秋頃での実施が予定されている。構成資産の周辺のみならず、全島の環境美化や文化的価値の情報発信に努め、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の実現に向けた努力が求められる。そのために民間団体や市民ボランティアなどとの協働や全庁横断的な連携、国、県、市の緊密な情報共有を図ることを強く求める。

議案第41号 令和5年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第42号 令和5年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第43号 令和5年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第44号 令和5年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、令和5年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万円、二宮財産区336万9,000円、新畑野財産区363万4,000円、真野財産区335万3,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しまし

た。

陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。本陳情は、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空、水、土の安全保障について、日本全体で解決すべき問題として、基地周辺の学校、保育園の上空飛行禁止や土壌の調査、入替えなどを求める意見書を国に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択すべきものとして決定しました。

陳情第3号 佐渡市にスケートパークの設置を求める陳情。本陳情は、現在市内にはスケートボード専用の練習場となるスケートパークがないことから、安心、安全に練習に集中できるスケートパークの早期 設置を求めるものであります。審査の結果、趣旨採択すべきものとして決定しました。

陳情第4号 行政、公務員のコンプライアンスを是正し信頼ある佐渡市政のための陳情。本陳情は、市と業者等との関係に対し、行政コンプライアンスの徹底及び面談記録の作成など、規律があり、信頼できる行政運営の徹底を市に求めるものであります。当然のこととして、行政におけるコンプライアンスや業者等との面談記録の徹底は必要であるが、審査において、陳情趣旨について十分確認できなかった。審査の結果、賛成少数で不採択すべきものとして決定しました。

○副議長(駒形信雄君) 以上で総務文教常任委員会副委員長の報告を終わります。

これより議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○18番(中川直美君) 先ほど意見にもありましたが、児童館、学童保育の運営費に係る問題でございます。 新年度ですか、13学童保育と1児童館を全面委託して、8,214万5,000円の委託料ということですが、現在 でもなかなか学童保育を利用できない児童生徒も多いという現状があります。そういったものが解消される方向になっているのか。また、両津のちのわの家も今度は児童館から学童保育として入るわけなのですが、そういうふうに全体として人数が増えるので、そういったものが解消できる計画になっているのかお 聞きしたいというのが1点目です。

2点目は、国の定める最低基準が本来は従うべき基準ということから参酌基準に引き下げられたのは御承知のとおりだというふうに思います。そういう意味で低学年の児童と高学年の児童では体の大きさも違いますから、例えば面積基準なんかが都会ではぎゅうぎゅう詰めになっていると。また、子供の職員配置数などの資格問題、数も含めて具体的にどのようになるのかお尋ねをしたいと思います。

- ○副議長(駒形信雄君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) ただいま中川議員から質疑がありました令和5年度の学童保育の民間委託の件でございます。

中川議員のほうからは、児童館及び学童保育の民間委託という質疑でありましたが、令和5年度に関しましては、学童保育のみの民間委託を計画しているということでございました。学童保育の利用で待機者はいるかという御質疑でございますが、これに関しましては、令和4年度も多少のあふれが出た、行政のほうでは事情をよく聞きながら調整に当たったというところでございますが、あふれる方がいらっしゃったと。令和5年度に関しましても、令和4年度と同じような状況でございます。民間委託を計画しており

ますが、その計画の中には規模の拡大等の計画がございませんので、その年々の需要に応じて、これは発生する可能性があるというふうに判断いたしております。

続きましては、いわゆる基準の問題でありますが、佐渡市は独自の基準を設けております。この基準というのは、もともと国が定めた最低基準というところを基にしておりまして、参酌基準になったとしても、 佐渡市の基準は国の基準を十分満たしている運用であるということであります。

以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 1点目です。そうすると、畑野の児童館だけ取り残したということになるのだろうというふうに思うのです。そこで聞くのですが、先ほど言いましたが、多少のあふれって言い方ですが、以前の報告の中では50名だか60名、俗に言う高齢者が少なくなるので、福祉施設は要らないというのと同じように、子供だって本来あんまりそうなかなか増えないのだけれども、50名とか40名あふれているというお話ではありませんでしたか。そういう意味でいうと、子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例をつくった趣旨から見ても、多少のあふれとかということではなくて、やっぱりしっかり対応していく必要があったのではないかと思うのですが、その辺どのように審査をされていますかということが1点です。

2点目は、そうすると結果的に児童館と学童保育は性格も性質も違います。唯一畑野に児童館が残って、畑野だけ学童保育がないと。畑野の保護者に聞いたら、学童保育はほかを使っていると。そういう意味でいうと、極めてこれ不公平なのではないかなと。ちなみに、市の資料を見ますと、令和3年度、畑野児童館の年間の利用者数は6,976人で、ほかの13施設の中で見ると佐和田、金井の第1児童クラブに次いで多い利用者数だと。児童館だけでですよ。ほかに学童保育も使っているということをいうと、この辺の対応というのは、やっぱり何らかすべき急務なものではなかったのかをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、もう一点は参酌基準の関係ですが、全国でもそれぞれの自治体でルールを決めて、参酌基準になったけれども、従来どおりでやるよということなのです。従来どおりでいいますと、生徒児童当たりの面積基準が極めて狭くて大変だという、児童1人につきおおむね1.65平米以上ということ、これ低学年の基準なのです。そういう意味でいうと、佐渡市は空き校舎みたいなのもあるし、いろいろなのもあるし、そういうものを活用して、まさに子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例に定めているような子供が心身ともに健やかに育つような環境ということが今必要だと思うのですが、その辺はどのような感じだったでしょうか。

- ○副議長(駒形信雄君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) 待機者につきましては、先ほど50名というような数字を中川議員のほうでおっしゃいましたが、要望を調整する中で、そこまで令和4年度の場合はいかなかったというふうに理解しております。令和5年度に対しまして、当委員会としましては民間委託を中心に審査いたしましたので、令和5年度に対する待機者数に対しては審査しておりませんので、報告が不可能となります。御了承いただきたいと思います。

それから、学童保育と児童館に関しましては、議員おっしゃるとおりもともと趣旨が違うというところで、児童館に関しましては高校生までというところで、幅広い年齢層を受け入れられるというところで、 累積人数も大きいというふうに判断しておりますが、それにしても、いわゆる学童保育のニーズは年々高 まっているというところでございますので、現在畑野の児童館に関しましても、学童保育化に向けて検討に入るというようなところでございます。いずれにしましても、令和5年度に関しましては、質の向上という観点から、民間委託へ重点を置いた事業というところで審査いたしました。

以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 私畑野の人間でないのですが、例えば図書館にしても畑野はいつも小さいし、学童保育もそういう状況というのは、私ちょっと問題があるのだなというふうに常々思っているものだから、取り上げました。

児童館は、遊びの場なのですよね。その辺の違いがあるので、やはり働いているお父さん、お母さん、子供を支援するために必要ではないかと思うのですが、最後にお聞きをします。業者委託については島外業者を前提にってことになっていますよね。島内にも一定程度受けられるような業者も私はいるのではないかと思うのだけれども、市民厚生常任委員会の資料を見ると、はなから島外業者というふうに決めているわけで、もう既に決まっているのでしょうか。

- ○副議長(駒形信雄君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) 委員会審査の中では、島内、島外ということで質疑、意見がございました。なるべく島内に受入れの事業者があれば、そこを検討すべきだという質疑もございました。ですので、はなから島外と決めたわけではなく、可能であればいわゆる経験値、信頼値という観点から市民サービスが最大限になるところを選択すべきという判断でございます。 以上です。
- ○副議長(駒形信雄君) 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。 次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を許します。 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 1点目は、佐渡汽船への行政支援の関係です。債務負担行為、補助金ということで 出されております。さきの議会で産業建設常任委員会は所管事務調査報告を出して、3点のことを委員会 として意見を表明しておりますが、全く触れられていないので、どのような状況で、どのような委員会と して結論に至ったのかお尋ねをしたいということであります。

もう一個ありました。4大スポーツの関係です。意見についても、大分詳しくは書いてあるのですが、4大スポーツのトキマラソン、ロングライド、オープンウォータースイミング、トライアスロンの4大スポーツのうち、トライアスロンについてはボランティア体制の云々ということで変えるわけですが、特に経営戦略コンサルティング業務で業務アウトソーシングということなのですが、具体的にどんなふうなのか、今まで島民こぞってという手作りの大会で、それはそれで私よかったのではないかというふうに思うのですが、その辺委員長のような洗練された方向にしろという意味なのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○副議長(駒形信雄君) 産業建設常任委員長、室岡啓史君。
- ○産業建設常任委員長(室岡啓史君) それでは、中川直美議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目、佐渡汽船支援、債務負担行為の補助金の件であります。所管事務調査報告書が出ていて

重要な問題だということですが、まさに重要な問題だから所管事務調査報告書を出したということであります。小木直江津航路運営費等補助金については、佐渡航路の安定確保のため、小木一直江津航路、こがね丸導入に伴う5年間の行政支援を行うものであります。当委員会が所管事務調査報告書で付した意見に対しては、新潟県は離島航路支援について市と一緒に国に要望すること、また新潟県自体の離島支援の拡充についても、事務方で協議を進めていきたいといった旨の話を聞いていると説明がありました。航路支援年数を中長期間とすることを求めたことについては、上越市が3年間という短い期間で支出することに対して、佐渡市は5年間で支援するということで、委員会としては了としたということであります。

2点目の4大スポーツイベント負担金につきましては、トライアスロン運営体制の見直しに係る業務として、経営戦略コンサルティング業務と会場設営業務がございます。会場設営業務のアウトソーシングによる人件費削減については、これまで会場設営等で動員されていた市職員254人分の人件費492万5,000円の削減を行うというものであります。

以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) それでは、前段の佐渡汽船のほうの関係ですが、もう既に明らかになっています。 資料にも出ていますが、船価は8億7,000万円で11億円を上限にということなのだけれども、まだ一体幾らになるかも決まっていないという中での支援だから、別に私支援が駄目だと言っているわけではないのだけれども、急ぐ必要はないのではないかと思うのだ。そういう意味でいうと、補助金を支出するわけですから、要綱がきちんとそれなりになければならないと思うのです。債務負担行為ですから、これ一旦認められると義務経費になります。この後やりますが、以前コンプライアンス云々で、佐渡市では有名な藤木通達というのがあって、補助金に至ってはきちんと要綱を定めてやりなさいと。これだけの多額のお金をやるわけですから、しかも幾らか分からないものを分割してやるということですから、その辺は一体この要綱どうなっているのかなと思うのが一番疑問に思うところなのですが、その辺はしっかり確認をされたのでしょうか。言うまでもありません。議会というのは補助金のこういうのもチェックをする立場であります。

2点目です。るる県はいいなという話でありますが、11月24日に非公開ですが、新潟県が佐渡市議会に来て説明をしたときにも、特別交付税というのは魔物がすんでいる、これが問題なのだと言ったわけでありますが、25の補助航路があって、そのうち新潟県だけがやっていないというようなことも考えると、本来、本体に新潟県が何らかの支援をすべきものだったというふうに私は考えるわけなのですが、その辺の議論はいかがだったのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、スポーツの関係ですが、そうするとざっくり言うと254人今まで市の職員がボランティアなのか、職務なのかよく分かりませんが、254人出ていたのが、そういったものが減ると、一つの効果として。市の職員の働き方改革にもつながるものかなというふうに捉えたのですが、それと兼ね合わせて島こぞってのトライアスロンという点はどんな感じになるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

- ○副議長(駒形信雄君) 産業建設常任委員長、室岡啓史君。
- ○産業建設常任委員長(室岡啓史君) まず、1点目の佐渡汽船支援についてであります。要綱が必要ではないかという御指摘がありましたが、その点については審査しておりません。上越市も債務負担行為とし

て予算計上しております。佐渡市も11億円を上限として補助するということで、予算上の措置を取ったということであります。船舶購入費の約8億7,000万円は既に確定しておりますが、改造費等を含めた金額については、6月以降に確定するとの説明がありました。交通政策課の資料の16ページのところにもその記載がございます。11億円を下回った場合は、市からの補助額も、その分減額で支出となります。そして、今年度県から入ってくる補助金1億3,700万円については、返還しないとの確認を取っているという説明がありました。

2点目のスポーツイベント、トライアスロンの件でありますが、これはスポーツ庁のスポーツ振興費補助金というものを申請する予定だという説明がありました。10分の10補助で1,000万円を上限とするものであり、経営戦略コンサルティング業務1,054万4,000円をまさに外部委託する予定であるということであります。そして、コンサルティング業務の内容については、ボランティア募集体制の構築、DXによる参加者の利便性向上等による4大スポーツの持続可能な自走化に向けた運営コンサルを実施するということで、観光振興課の追加資料の2分の1というページが振ってあるところにもその記載がございます。ですので、繰り返しかもしれませんが、ボランティア体制をしっかりと整えていくこと、そしてDXを使って利便性を向上するということで、島の人たちにも、そして島外の人たちにも手伝ってもらいながら、皆さんでわいわいとしっかり4大スポーツ大会が盛り上がるようにということで業務委託を予定しているということだと理解しております。

以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 中川直美君。
- ○18番(中川直美君) 最後は、その補助金の要綱を見ていませんということですが、補助金ですよね。債務負担行為ですから、それなりの金額がある。しかし、額は決まっていないということですから、それなりに市民の税金を使うわけですから、私は、しっかり要綱などの根拠に基づいて支出をしていくのが正しいし、議会もそういったところをチェックすべきものだったというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
- ○副議長(駒形信雄君) 産業建設常任委員長、室岡啓史君。
- ○産業建設常任委員長(室岡啓史君) 繰り返しになりますが、要綱という観点については質疑しておりません。ただし、議会議決をもって補助金が支出されていくということのフローは今までどおりの説明であります。佐渡市においては5年間ということであり、かつ債務負担行為を設定して、上越市と同様のスキームで進めていくということで当委員会としては了としておったということでございます。以上です。
- ○副議長(駒形信雄君) 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。 次に、総務文教常任委員会副委員長に対する後藤勇典君の委員長質疑を許します。 後藤勇典君。
- ○6番(後藤勇典君) 公共施設の在り方についての部分で質疑をしたいと思います。 先ほどの委員会の報告のところにも公共施設等総合管理計画は既に策定されているにもかかわらず、新 たに公共施設適正配置の基本方針を策定する方針が示されたというふうに書かれてあります。このような 書きっぷりなので、委員会では何かしら問題点が指摘されたのではないかというふうに推測しますので、

その部分についての審査がどうだったのかお聞かせいただきたいです。

2つ目なのですけれども、同じく公共施設の在り方については、市としての方向性を明確にした上で、 市民参加型の公共施設あり方検討会議を持つべきであるというふうに書かれてあります。そもそも論とし て、現時点における佐渡市の方向性というのは一体どういうものだったのか、その点についても、委員会 審査の中でどのような議論があったのかお聞かせいただきたいです。

- ○副議長(駒形信雄君) 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。
- ○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) それでは、後藤議員の質疑にお答えします。

1つ目の質疑の部分ですが、委員会審査の中で、佐渡市公共施設等総合管理計画が既に策定され、公共施設に関する基本的な方針があるにもかかわらず、また新たに公共施設適正配置の基本方針を作成するという説明がありました。委員会の中では、既に計画がある中で、方針に方針を重ねるような形となり、新たな混乱を招くのではないかというような指摘がありました。

2つ目の質疑につきましては、佐渡市の方向性としましては、市民参加型の公共施設あり方検討会を今後開催し、公共施設の適正配置について協議していくとの説明がありました。

以上であります。

- ○副議長(駒形信雄君) 後藤勇典君。
- ○6番(後藤勇典君) 1点目のところなのですけれども、既に計画がある中でさらに新しい方針を立てるということで、屋上屋を重ねるのではないかというところ、それから混乱するのではないか、そういう整理整頓をどうするのだというところだと思うのですが、それを受けて、では佐渡市としてはどうするという答弁、回答、説明だったのか、その部分についてお聞かせいただきたいというところと、あともう一つなのですけれども、やはり公共施設の適正配置というのは、これから大きな佐渡市にとってのトピックスになってくると思います。そういった中で、佐渡市に任せっ放しではいけないのだなというふうに私は思います。なので、議会としては今後どう考えるのか、これこそがまさに二元代表性を担保するものであるというふうに思いますし、議員間での自由討論の中でどういう協議がなされたのか。佐渡市議会としては、この公共施設の在り方を今後どう考えていくのだという、その部分について何か議論があったのであれば、お聞かせいただきたいと思います。
- ○副議長(駒形信雄君) 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。
- ○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 後藤議員の2回目の質疑にお答えします。

まず、1つ目の佐渡市公共施設等総合管理計画の部分と公共施設適正配置の基本方針の部分がどうなっていくかというところですが、佐渡市公共施設等総合管理計画が市の公共施設を見る上での最上計画とし、新しく策定する予定の公共施設適正配置の基本方針というところは、地域でどのような利便性があるのかといったところを細かいところを見ていくというような説明がありました。

2つ目の質疑の議会としてどのような方向性を示すのかというところですが、今回は議会としてこの議 案をどのような角度で審査したというよりかは、議案に対して執行部の部分を審査しましたので、2番目 の部分は審査しておりません。

○副議長(駒形信雄君) 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。 次に、議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。 中川直美君の反対討論を許します。 中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君) 議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算についての反対討論を行います。

第1に、新年度の予算はコロナ禍が一定程度収まったかのように見えますが、これまでのコロナ禍の影響を受けた市民の家計、地域経済はまだまだ極めて深刻な状態であります。そして、連日報道も続いていますが、41年ぶりの物価高騰が暮らしを大きく直撃し、地域経済にも大きなダメージを与えていることは言うまでもありません。こういった状況下に苦しむ市民の暮らし、営業をどう守っていくかが新年度の予算の焦点でなければならないと考えております。そういった点では、コロナ禍の市民活動を支援する省エネ家電等の購入促進や住宅リフォーム助成、高齢者の市内を巡るときなどの貸切りバスへの支援、あるいは高齢者の公民館など社会教育施設の利用の無料化による社会参加につなげる応援事業など、大いに評価できるものもあるのが新年度予算でありますが、以下の点で反対をしたいというふうに思います。

1つは、佐渡汽船への行政支援であります。佐渡汽船は、言うまでもありませんが、島民の極めて切実 な切望で大正2年に生まれたのが佐渡汽船の前身の佐渡商船であります。それから数えて110年、そして 新潟県が半額出資をして安定航路にするために昭和7年に生まれた佐渡汽船から数えて91年という大きな 節目で御存じのとおり経営形態も変わり、新たなスタートの初期の段階であります。佐渡航路は、生まれ たときから島民の生命線、大動脈でありますから、これをどうしていくのかというのは先人たちの思いを 受けた今我々の使命であるというふうに思っているからあります。行政支援の中身は、佐渡汽船が4代目 こがね丸、旧えひめ、カーフェリー導入に伴う、先ほども質疑にありましたが、上限11億円の行政支援、 市長そのものも、先ほど委員長からもありましたが、議会議決で決まるということになっています。要綱 がなければ補助金は出せませんが、議会議決で決まるということであります。従来の議会は、二元代表制 の議会として見識ある立場を取りつつ、この重要問題に私は向き合ってきたというふうに思っているとこ ろであります。歴代の市政と議会は、特に議会は会派や党派の違いは別にしても、一致をして離島振興法 の立場から見て、また広域行政をつかさどっている県の行政の視点から見ても、せめて他県並みに責任を 果たしてほしいというのが立場であったというふうに私は思っています。だからこそ、平成19年のときわ 丸、60億円の新造船を造るときに佐渡市は21億円出しましたが、県は一円も建造費に出しておりません。 平成25年のあかねのときにも約60億円、これは佐渡市では8億4,000万円、上越市も出しましたが、この ときも県は直接的には出しておりません。こういうことにも本来新潟県が責任を持つべきだというのが離 島振興法の立場で、佐渡市議会の立場でもあったというふうに私は思っています。

具体的に述べます。そもそも今回の負担割合は、全体の11億円のうちどれだけ負担するかというものでありました。ですから、市も変則的ではありますが、11億円の5対2対1で、本体そのものをどう持つかというところで議論がスタートしていたはずであります。ところが、先ほどもありましたが、11億円ではなく、特別交付税の残りのここの部分で県がどれだけ持つかって、こんな議論になっている。しかも県の支援は佐渡汽船への支援ではなく、佐渡市と上越市に対する観光などに関する支援だというのが先ほどちょっと委員長が言った中身であります。先ほども言いましたが、私の立場は佐渡汽船誕生の歴史や県議会の歴史から見ても、離島航路への公的支援は必要であるという立場であります。今回の件も含め、公的支

援を否定するものではありませんが、きちんと筋を通すべきであるし、今後の離島航路の在り方にも大き く影響するという立場からであります。提案されている支援案は、上限を11億円、佐渡市と上越市が2対 1で11億円を一旦持ち、残り80%が特別交付税で措置されるはずだからというものであります。あくびも 出るようですので、だんだん終わりますが、新潟県は、先ほど言ったように、直接支援ではなく、観光支 援などをして、1億3,500万円を出すだけ。特別交付税措置の問題では、先ほども言いましたし、一般質 問でも述べました。非公開ではありますが、11月24日の県の議会での説明でも、県自身がここ、つまり特 別交付税に魔物がすんでいる、非常に悩ましいと言い切った中身であります。新年度予算を見れば一目瞭 然ですが、新年度予算における普通交付税は前年度対比で7億円減っています。特別交付税は全体の中の 6%ということですから、これが国全体で小さくなれば、ここも小さくなるというものは議員の方なら言 うまでもなく御承知のとおりだというふうに思います。航路にこの特別交付税を活用すべきというのは、 佐渡市になって平成17年頃から、当時の航路問題特別委員長だったかな、祝議員のほうからも提案があっ て、だけれども、一向に対応してこなかったのはなぜかといえば、特別交付税というものはこういう魔物 がすんでいて、中身がよく分からないというものだからあります。同じ県の説明では、先ほども質疑の中 で言いましたが、赤字補填をしている全国25の補助航路の中で唯一新潟県がしていないといって、このよ うに言いました。一言、新潟県は物すごく冷たいですと県自らが語るしかないような状況であったのであ ります。以上のようなことから、本来航路に責任を持つ新潟県がまさに主体的に責任を持ってもらう。当 初の言い分から見ても、大きく後退しているとしか思えません。そもそも離島を抱える都道府県には、普 通交付税本体の中で離島航路に関わる措置がされているものであります。それでも不足だったら特別交付 税で県に出すというのがこの間皆さん方も見てきた中身であります。この大原則から見ても、私は問題が あると言わざるを得ないと考えております。議会がもうちょっと力があれば、私は本来ならば、予算は修 正をするなり組替え動議を出すべきところではありますが、残念ながらどうも多勢に無勢でそのような流 れはつくれないなということなものですから、ここで決着をつけるということなので、反対をしたいとい うふうに思います。

最後に、立場だけ表明をしておきますが、先ほど言いました厳しい状況の中で負担が重くて大変な国保の問題、高齢者が将来的には少なくなるといっても、今介護の問題も本当に深刻で、第7期の介護保険に向けての取組など、本来利用者の立場に立った取組をすべきであるということも併せて表明をしておきます。

佐渡汽船問題は、先人の多くの方々が血の出るような努力で苦労をして、佐渡市議会もその流れを受けて、二元代表制の一つとして議会は議会の立場として筋を通してきた。私も古手の議員になってきたので、古手の議員の一人としてそういう立場で今回は反対をしておきたい、このことを申し上げて反対の討論といたします。

○副議長(駒形信雄君) 以上で本案の討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和5年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○副議長(駒形信雄君) 起立多数であります。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第4号 行政、公務員のコンプライアンスを是正し信頼ある佐渡市政のための陳情の委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員会副委員長に対する荒井眞理さんの委員長質疑を許します。 荒井眞理さん。

○13番(荒井眞理君) 陳情第4号について質疑をいたします。

これは、市の委託業者と、それから隣の土地の不法投棄があるとする地主がまず対立したことから端を 発しています。しかし、なぜかそこに環境対策課が深く関わったように見えるのがこの案件です。だから、 元地主だった人から、公務員のコンプライアンス、法令遵守を是正し、信頼ある佐渡市政のための陳情、 それを求めて問題の原因を明らかにする、面談の記録、それはどのようになっているのか、これは委員会 でどのように提示されたのでしょうか。

- ○副議長(駒形信雄君) 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。
- ○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 荒井議員の質疑にお答えします。

面談記録については、審査の中でも大変議論になりましたが、まとめて出せるものがないとの答えでした。

以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 荒井眞理さん。
- ○13番(荒井眞理君) 面談記録を作らない者勝ちということになってはいけないと思います。まとめたものがない。もめごとや利益が対立する案件は、世の中一般には、後から検証するため、録音やメモを取るのは当然のことです。地主だった方は、その後浄化槽のくみ取り放棄をされるということにまでなった。なぜそうなってしまったのかと、誠実な対応を求めるということで、この陳情を書かれています。そこには市民正義がある。このような陳情を私たち市民の代表たる議会がどのように審査したのかというのは大変重要なことです。しかし、市の委託業者と当時の環境対策課の面談記録がないというのはあまりにも客観性を排除した説明責任の放棄としか言いようがないと思います。そのことに対して、どのような理由でもめごとの理由を残さなかったのかということ。どのような説明だったのか、審査をそこはまず1つ御説明をお願いします。

もう一つは、行政は文書主義です。世の中一般よりも率先して面談記録を残すべきです。しかし、総務 文教常任委員会のつけられた意見は、記録が確認できなかったとして片づけてしまっています。行政は文 書主義であるのに、なぜそこで片づけてしまったのでしょうか。

- ○副議長(駒形信雄君) 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。
- ○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 荒井議員の質疑にお答えします。

どのような理由で提出されなかったかということですが、市には様々な面談記録というものがありますが、それをまとめて出せるようなものがないというような答えでした。

後段の質疑ですが、陳情趣旨については、様々な議員から、様々な角度から質疑がありましたが、最終

的には十分な確認ができませんでした。 以上です。

- ○副議長(駒形信雄君) 荒井眞理さん。
- ○13番(荒井眞理君) 十分な説明を求めなかったというところなのではないかなと私は思います。この陳情の中では、一番大事なのが公務員のコンプライアンス、法令遵守を是正し、信頼ある佐渡市政のためにということです。それを徹底するように求めておられる陳情です。この陳情の中では、当時の課長が、行政と酒を飲むのは何も問題がないと、このような発言を繰り返していたということが述べられています。こういうことが本当にあったとすれば、これやはり記録に残すべきことなので、その場の記録そのものがなければ、隠したと言われても致し方ないということになってしまいます。この発言があったのか、ないのか、確認をするような記録について、コンプライアンス違反の可能性を指摘して、予防するということも一つの議会の重要な役割と思います。なぜそのように予防のための意見すらつけていないのでしょうか。
- ○副議長(駒形信雄君) 総務文教常任委員会副委員長、平田和太龍君。
- ○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 荒井議員の質疑にお答えします。

その辺の部分は、審査の中でも様々ありました。当然のこととして、公務員は公正公平であるべきで、 業者などとの面談記録の徹底は必要であると意見をつけました。

以上です。

○副議長(駒形信雄君) 以上で本案の委員長質疑を終結します。

陳情第4号 行政、公務員のコンプライアンスを是正し信頼ある佐渡市政のための陳情の討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君) ただいまの陳情についての賛成討論を行います。

ただいまあった質疑の中身は、これは市民厚生常任委員会の中身の陳情だというふうに私は理解をしておりますし、総務文教常任委員会もそのような理解をしております。ぜひ、市民厚生常任委員長にも出されているようなので、本人も聞いてほしそうな顔をしておりますので、やっていただければと思います。総務文教常任委員会では、ここについている意見です。「行政におけるコンプライアンスや業者等との面談記録の徹底は必要なことであるが、審査において、陳情趣旨について十分認識できなかった」となっておりますが、私は本来陳情項目について判断を下すべきものだというふうに理解をしております。あくまでも陳情趣旨はその方の思いで、こういった思いで出したという趣旨で、だからコンプライアンスの徹底、面談記録も徹底ということがこの陳情の趣旨というふうに、この陳情については理解をしております。なぜこれ賛成するかというのは、コンプライアンスは必要だという立場からであります。令和3年3月定例会で一般質問の中で、私は実はこの陳情が出る前からこのように聞いております。過去に佐渡市は苦い経験をしたことがあります。島外から業者を入れて、補助金云々されたことがあります。そういう意味でいいますと、業者の事業提案は私あっていいと思うのです。事業提案がいろいろあるときには、やっぱり面談記録というか、そういったものはしっかり取るようにしていきませんかと、このようなことを市長に質

問しましたら、市長はこのように答弁をしています。「面談記録はもう行政にとって必須でございます。 私自身も今来て」就任した直後ですから、「今来て、面談記録がないものもあって、例えば電話記録がないケースもあって、そういう場合しっかり取るように私自身も担当に話をしておるところでございますので、これにつきましては総務課長を通じてまた再度連絡、通知をしたいと考えております」ということでありますので、私は質疑の中でもやり取りをしましたが、一から十までというのはどうか。重要なもの、次のランクのものぐらいはやっぱり面談記録として取っておくことが行政にとって保険にもなるし、後々の問題を起こさないものであると、そんな質疑もあったところであります。

それと、この際ですからもう一点言っておきます。これも質疑の中で総務部長とやり取りをした件でございますが、例えば市の課長などが市の嘱託員をやることは何も問題がないという、そんな話もあって、ではどうなのだと。コンプライアンスハンドブックというのが以前の不祥事のときにできておりまして、業者と飲むのはどうなのかと。先ほど言った嘱託員については、職員も一市民だからということが回答だったかというふうに思っております。では、コンプライアンスハンドブックにはどのように書いてあるかというと、そのまま読みますが、利害関係者との間の禁止行動という中でQ6、委託業者と打合せを兼ねて昼食を食べることは可能ですか。アンサー。自己の費用を負担して、昼食を共にすることは可能です。しかし、その際も市民から疑惑や不信を抱くことがないように注意しなければなりません。原則としては、会食を兼ねた打合せは避けたほうがいいでしょうというふうにコンプライアンスハンドブックには書いてありますので、私は総務部長に、一市民なら一緒に食べてもいいのではないかという、こんな議論もしたところでございます。どちらにしても、今ハラスメントの問題だとか、議会も含めてコンプライアンスの問題というのは徹底に徹底を重ねることは言うまでもないことであります。陳情趣旨ではなく、陳情項目におけるコンプライアンスを一層徹底していくという立場で、議会についてはこれ否定するわけにいかないので、賛成の討論といたしたいというのが私の賛成討論でございます。

以上です。

○副議長(駒形信雄君) 以上で本案の討論を終結いたします。

これより陳情第4号 行政、公務員のコンプライアンスを是正し信頼ある佐渡市政のための陳情の採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(駒形信雄君) 起立少数であります。

陳情第4号を採択することは否決されました。

これより陳情第1号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情の採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○副議長(駒形信雄君) 起立少数であります。

陳情第1号を採択することは否決されました。

これより陳情第3号 佐渡市にスケートパークの設置を求める陳情の採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は趣旨採択であります。本案の採決は、趣旨採択とすることに賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(駒形信雄君) 起立多数であります。

陳情第3号を趣旨採択することは可決されました。

次に、これより議案第34号、陳情第1号、第3号、第4号を除く総務文教常任委員会付託案件について 採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(駒形信雄君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で日程第1、総務文教常任委員会付託案件は終わりました。ここで近藤議長の除斥は解除となりますので、私は近藤議長と交代をいたします。皆さんの御協力大変ありがとうございました。

55分まで休憩といたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長(近藤和義君) 再開します。

日程第2 (市民厚生常任委員会付託案件)

議案第8号から議案第13号まで、議案第35号から議案第37号まで、 議案第39号、議案第40号、議案第45号、請願第1号、請願第2号、令

和4年陳情第12号、陳情第5号

○議長(近藤和義君) 日程第2、市民厚生常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。 市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条、第141条及

び第143条の規定に基づき報告します。

議案第8号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金等の支給額を増額するほか、所要の改正を行うため、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決するべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市医師住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、医師住宅を使用していた医師が廃業したことにより、現在医師住宅として使われておらず、今後も医師住宅として使用が見込めないことから、新穂歯科医師住宅を廃止するため、佐渡市医師住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和5年3月31日をもって、児童館「ちのわの家」を閉館することに伴い、本条例から「ちのわの家」を削除するため、佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、民法等の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため、佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、民法等の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画策定の義務化等の規定を追加する等所要の改正を行うため、佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、安全計画策定の義務化等の規定を追加する等の所要の改正を行うため、佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億6,000万円とするもので、前年度当初予算と比較し1億6,700万円、率にして2.8%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療提供を行うための保険給付費及び新潟県に納付する国民健康保険事業費給付金を計上するほか、被保険者の健康の保持、増進を図るため、保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出の予算額をそれぞれ8億3,960万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,450万円、率にして1.76%の増となるものであります。主な内容は、事業運営主体で

ある新潟県後期高齢者医療連合納付金に係る費用を計上するものでございます。審査の結果、原案どおり 可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ87億9,220万円とするもので、前年度当初予算と比較いたしまして680万円、率にして0.08%の減となるものであります。主な内容は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基とし、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業、任意事業に係る費用を計上するものでございます。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第39号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,500万円とするもので、前年度当初予算と比較して2,630万円、率にして5.7%の増となるものであります。主な内容は、特別養護老人ホーム歌代の里への施設入所及び短期入所等の介護サービスに係る費用を計上するものでございます。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,710万円とするものであります。前年度当初予算と比較し3,250万円、率にして5.3%の減となるものであります。主な内容は、介護老人保健施設すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決するべきものとして決定いたしました。

議案第45号 令和5年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では収入の予算額を16億9,038万4,000円、支出の予算額を19億7,610万9,000円とし、資本的収支では収入の予定額を17億616万6,000円、支出の予定額を15億8,274万1,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するため経営の効率化に努め、経営の安定化を図るほか、両津病院移転新築に係る建設事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める請願。本請願は、生活保護の基準は様々な制度の土台となっており、その引下げは生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼしかねないことから、物価高騰が長く続く中、それに見合う生活保護基準の大幅な引上げを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

請願第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願。本請願は、2022年度も年金支給額が削減されたが、消費税増税、医療、介護保険料の負担増、物価高騰も相まって、年金の削減が年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、若者も老齢者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金の支給額の改善を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

令和4年陳情第12号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組についての陳情。本陳情は、新型コロナウイルス感染対策のため習慣化したマスクの着用により、疾病や障害などが理由でマスク

を着用していない方々が偏見を持たれたりしていることから、ホームページや回覧、ポスターなどでマスク着用、非着用による差別や誹謗中傷をなくすための取組を行うことを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定いたしました。

陳情第5号 環境、衛生行政における公正公平の市行政を求める陳情。本陳情は、令和2年8月当時の 環境対策課において、市の委託業者への対応に不適切な言動及び発言があったとして、当該事案について 調査し、信頼ある佐渡市政となるよう是正処置を講じるよう市に要請することを求めるものであります。 審査の結果、不採択とすべきものとして決定いたしました。

以上でございます。

○議長(近藤和義君) 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第35号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立多数であります。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立多数であります。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第5号 環境、衛生行政における公正公平の市行政を求める陳情の委員長質疑に入ります。 市民厚生常任委員長に対する荒井眞理君の委員長質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番(荒井眞理君) 陳情第5号について質疑をいたします。

これは、陳情第4号とも関わるものです。令和2年8月当時の環境対策課による委託業者への対応に不 適切な言動と発言があったことを調査するよう市に要請するべきものと考えますが、どのような審査状況 であったのでしょうか。

- ○議長(近藤和義君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) それでは、荒井議員の御質疑にお答えいたします。

当委員会としましてこの陳情を受けまして、陳情項目にあります3点について質疑をさせていただきました。その結果、陳情にあるような事案は見受けられなかったということで審査を終了いたしました。 以上です。

○議長(近藤和義君) 荒井眞理君。

○13番(荒井眞理君) 改めて不採択とした理由をお聞きいたします。

もともと市の委託業者と、その隣の土地への不法投棄だった案件に、なぜか行政が深く介入してしまった、そこにそもそもの間違いがあると私は考えています。市は、その上、片方の側についたと、この陳情の中では訴えられています。私も関わり過ぎたのではないかと思います。その挙げ句、不法投棄問題から、さらに浄化槽のくみ取り及び維持管理に大きな支障を生むところまで来てしまったというのがこの訴えです。そこで、その浄化槽くみ取りの問題については、よその地区の業者と契約を結ぶに至る。しかも、その過程においては、特殊な契約書を行政の指示の下で作られたと、それは公平公正であるべき行政の取る姿勢ではないのではないかということが訴えられている陳情です。12月議会中にも同僚議員の一般質問でこれは触れられています。ですから、この議会にいる私たちは全員その特殊な契約書というのを見ています。行政の指示の下、業者が作成したと訴えられているのは、やはり調査するべきではないかと、これが市民ファーストの議会の姿勢ではないのかと思いますが、なぜそれを不採択というふうにしたのか、もう一度御説明お願いします。

- ○議長(近藤和義君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) 荒井議員にお答えいたします。

本陳情で2点の項目について記載がありましたので、当委員会としてはこの件に関しまして調査をさせていただきました。不法投棄に関しましては、本来県の指導というところでありますので、佐渡市としては県の指導の下、陳情に御指摘の令和2年8月の現在では解決済みであったということが報告されております。

続きまして、浄化槽くみ取りに対して維持管理の契約を業者から一方的に断られた市民に対し、当時の環境対策課はどのように対応したかということでございますが、市の委託業者である業者を代理します弁護人から、浄化槽業務は受けられないとの文書を佐渡市は受け取っています。この内容については、個人情報に関わる問題でありますので、公にはできませんが、荒井議員のほうでこの内容を公平公正に精査された上で質疑されているのかやや疑問に感じるところがございますが、維持管理については佐渡市が御苦労なさって、別の業者を手配することができたということで報告を受けております。なお、浄化槽の維持管理につきましては、議員も十分御承知のことだと思いますが、これは浄化槽の所有者に維持管理責任というものがございますので、佐渡市は善意で業者を見つけてきたという状況でございます。そのように報告を受けております。

以上です。

- ○議長(近藤和義君) 荒井眞理君、3回目です。
- ○13番(荒井眞理君) 公平公正ということを大事にしているのがこの陳情です。今ほど行政からの説明はこうでしたということは、私どもは今お聞きしました。しかし、それは行政側の片方の説明にすぎません。これから議会基本条例を行く行く制定しようとしている本議会においては、陳情者からも参考人として状況を聞くということが実現されていきます。議会としても、ここに現在は一歩前に踏み込めていませんけれども、行く行くは両者から話を聞くことになります。そのときに初めて公平公正に我々が審査したのかということが明らかになると思います。そのような状況を近い将来に見て、市民参加の議会をつくるという姿勢として、市民厚生常任委員会は公平公正に審査したと、そのようにお考えでしょうか。

- ○議長(近藤和義君) 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。
- ○市民厚生常任委員長(稲辺茂樹君) ただいまの荒井議員の質疑にお答えさせていただきます。

当委員会としましては、いわゆる陳情者の意見並びに行政の意見ということを公平公正に判断をさせていただいたわけでございます。議員おっしゃるように、今後公聴会を開いてというようなところをどこで開かれるのか私もよく分かりませんが、あくまでも当委員会としましては、今回の事案に関しましては、本来は民間同士の案件に対して、行政としては善意での関わりであったということが判明いたしております。これ以上そのことに関して当委員会として、行政としてはいわゆる関わるものではないということで判断した上で、これを不採択すべきものとしました。

以上です。

○議長(近藤和義君) 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第5号 環境、衛生行政における公正公平の市行政を求める陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、 本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立少数であります。

陳情第5号を採択することは否決されました。

これより請願第1号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める請願の討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番(中川直美君) ただいま議題になっております物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める 請願について、賛成の討論を行います。

言うまでもなく、今国を挙げて働く人の賃金を上げないと地域経済、日本経済が回らないということになっております。3月20日付の読売新聞によりますと、物価対策に2兆円を超える地方交付金を追加ということになっています。そして、低所得者に一律3万円をやるなど、また公共交通や観光事業者向けの政策、学校給食費の補助などに活用できる、そうしたものをやるということになっております。1981年12月以来、41年ぶりの物価上昇が続いているというさなかでございます。とりわけこの問題で重要なのは、生活保護の基準が様々な土台になっているということでございます。担当の委員会でも紹介をさせていただきましたが、最低賃金、住民税の非課税、あるいは教育でいうと保育料とかいろいろなものの料金、これの土台となっているのが生活保護の水準でございます。請願の趣旨に書かれてありますが、2023年から2024年は据置き、2025年度以降は改めて検討するとしているが、相次いで引き下げられてきているということでございます。冒頭に言いましたが、賃金が上がらない国ということで、世界の中でも異常に国が貧しくなっている、国民が貧しくなっているというのが今の状況だということは、政府も含めて一定程度認めているところです。だからこそ賃上げをしていく、このことが今大きく求められているのだろうというふうに思います。ましてや生活保護の基準で暮らしている方、それら全ての市民の生活に関わるというこ

とでございます。そんなにおかしなことでもないので、ぜひ賛成していただきたいということを一応申し述べておいて、賛成の討論といたします。

○議長(近藤和義君) 以上で本案の討論を終結します。

これより請願第1号 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める請願の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、 本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立少数であります。

請願第1号を採択することは否決されました。

これより請願第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願の討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番(佐藤 定君) 請願第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についての賛成 討論を行います。

2023年度の公的年金額について、厚生労働省は物価上昇分より低い伸びに抑えて、実質0.3%から0.6% 削減する計画を発表いたしました。物価が上がっても年金を上げないマクロ経済スライドを3年ぶりに発 動するためです。発動されれば、物価上昇に見合った増額改定となるところ、実際の改定率は物価上昇よ り低くなります。例えば年金を受け取り始める67歳以下の人では、国民年金は本来改定額から381円削減 されて、満額で6万6,250円となります。厚生年金は、夫婦2人の標準世帯で1,260円削減されて、月22万 4,482円になります。物価の値上がりに追いつかない年金改定では、物価高騰が長期化する下で少ない年 金収入でやりくりに苦しむ高齢者、国民生活が一層悪化することは必須です。年金額の改定は、毎年度、 前年の物価と過去3年間の賃金の変動率を指標にして、改定のルールに基づいて本来の改定率を定められ ています。厚生労働省によると、2023年の指標となる物価変動率はプラス2.5%で、賃金変動率はプラス 2.8%でした。そのため本来の改定率は、67歳以下の人には賃金変動率プラス2.8%が、既に年金を受け取 っている68歳以上の人には物価変動率のプラス2.5%が適用されます。いずれも物価上昇に見合った増額 となる改定率です。ところが、厚生労働省は物価も賃金も変動率がプラスになったことを理由に、将来世 代の年金の給付水準を確保するためとしてマクロ経済スライドを発動し、発動できなかった2021年、2022年 度分と併せて0.6%を本来の改定率から差し引こうとしています。これを許せば、実際の改定率は67歳以 下の人では物価変動率より0.3%低い2.2%に、68歳以上の人では0.6%低い1.9%となり、公的年金額は物 価の上昇を下回る実質削減となります。マクロ経済スライドは、年金財政の収支を均衡させるという名目 の下、毎年度の公的年金額の改定率を物価や賃金の伸び率よりも低く抑えることで公的年金額を目減りさ せていく仕組みです。この仕組みによって、2040年時点で本来なら25兆円となるはずの基礎年金の給付額 を7兆円削減し、18兆円に抑え込もうとしています。厚生労働省の令和4年3月末の市町村別年金給付額 で、佐渡市は厚生年金、これは被用者年金一元化による公務員、地方公務員等は除いてありますが、受給

者数2万667人、年総額161億4,043万1,000円となっております。国民年金は2万2,634人です。106億8,170万3,000円が佐渡市に入ってきております。年金は、ほとんどが消費に回ります。高齢化率の高い佐渡では、年金が地域経済を牽引しています。このままでは、年金を当てにしている高齢者は暮らしていけません。安心して暮らしていける老齢基礎年金の改善を求める請願に議員各位の賛同を求め、賛成討論を終わります。

○議長(近藤和義君) 以上で本案の討論を終結します。

これより請願第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、 本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立少数であります。

請願第2号を採択することは否決されました。

これより令和4年陳情第12号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、 本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立なしであります。

令和4年陳情第12号を採択することは否決されました。

これより議案第35号、第37号、請願第1号、第2号、令和4年陳情第12号、陳情第5号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で日程第2、市民厚生常任委員会付託案件は終わりました。

日程第3 (産業建設常任委員会付託案件)

議案第2号、議案第3号、議案第14号から議案第22号まで、議案第38号、議案第46号、議案第47号、陳情第6号、陳情第8号

○議長(近藤和義君) 日程第3、産業建設常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。 産業建設常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長(室岡啓史君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に 基づき報告します。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算(第4号)について)。本案は、令和4年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支の支出の予定額に3,393万9,000円を追加する補正予算を昨年12月22日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。内容は、12月18日の大雪により発生した災害等への対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第4号)について)。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支の支出の予定額に481万1,000円を追加する補正予算を昨年12月22日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。内容は、12月18日の大雪により発生した災害等への対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和5年度税制改正により、離島税制の適用要件に係る取扱いの見直しが行われたことから、引き続き企業支援に係る税制上の特別措置を継続させるため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、島内畜産農家の家畜の導入に関し貸付事業を実施してきた両基金について、佐渡市産業振興基金に移行し、畜産振興を目的とする事業の財源として活用するため、佐渡市肉用牛特別導入事業基金条例及び佐渡市畜産振興基金条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市が設置する海洋深層水製水施設の使用料を適正な金額に見直すため、佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、昨今の光熱水費等の高騰化に伴い、立地環境が特殊であり、営業期間が限定的なドンデン山荘の利用料金のうち、宿泊料金について同種山荘の料金に合わせて見直しを行うことにより指定管理者の適正な事業運営を図るため、佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について。本案は、伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制や保存のために必要な措置を該当する地区において運用できるようにするため、 佐渡市宿根木地区歴史的景観条例を全部改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきも のとして決定しました。

議案第19号 伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例の全部改正に伴い、必要な措置を該当する地区において運用できるようにするため、伝統的建造物群保存地区に係る佐渡市税条例の特例に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市営住宅の統廃合及び 老朽化した市営住宅の用途廃止に伴い、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、 原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 公有水面埋立承認の出願に係る意見について(両津湊地内)。本案は、国土交通省が両津港南埠頭4号岸壁の老朽化対策及び大規模地震対策工事を行うため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 公有水面埋立免許の出願に係る意見について(両津湊地内)。本案は、新潟県が両津港南埠頭3号岸壁の施設老朽化等諸課題の解決を図るため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 令和5年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするもので、前年度当初予算と同額になるものであります。主な内容は、市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するとともに、今後想定される小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電料収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 令和5年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を27億4,326万8,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を13億448万5,000円、支出の予定額を24億873万8,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助を活用した老朽管更新事業、配水管布設替え事業及び施設増改良事業であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を32億9,366万3,000円、支出の予定額を32億7,993万1,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を17億3,071万4,000円、支出の予定額を23億8,608万7,000円とするものであります。主な内容は、交付金事業による公共下水道事業の汚水管渠工事、処理施設工事、雨水管渠工事及び漁業集落排水事業の処理施設工事などであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第6号 風雪等による農業施設被害等に対する再建支援についての陳情。本陳情は、令和4年12月 18日から年末の大雪や強風による農業施設等の被害が甚大であることから、佐渡の基幹産業である農業を 守り、次世代につなげるために次の事項について対応を求めるものであります。陳情事項、1、被災した 農業者へ農業融資に係る保証料支援を講じること。2、被災農業用施設撤去に係る経費の一部支援を講じ ること。3、県への被災施設の復旧に関する補助メニュー創設を要請すること。審査の結果、賛成多数で 採択すべきものとして決定しました。なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請 求すべきものとして決定しました。

陳情第8号 公有水面埋立承認及び免許の出願に係る意見について(両津湊地内)の議決の延期を求める陳情。本陳情は、本定例会に上程された議案第21号 公有水面埋立承認の出願に係る意見について(両津湊地内)及び議案第22号 公有水面埋立免許の出願に係る意見について(両津湊地内)の議決の延期を求めるものであります。審査の結果、不採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(近藤和義君) 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより陳情第6号、第8号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより陳情第8号 公有水面埋立承認及び免許の出願に係る意見について(両津湊地内)の議決の延期を求める陳情の委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する佐藤定君の委員長質疑を許します。

佐藤定君。

○4番(佐藤 定君) それでは、陳情第8号、公有水面埋立てに係る陳情のところで委員長質疑を行います。

2つほどございます。陳情者が本陳情に至った経過等について、どのように審査されたかお答えください。

次に、公有水面埋立てに関し、陳情者が懸念している海水流入量の減少等の対策について、どのような 審査がされたかお答えください。

- ○議長(近藤和義君) 産業建設常任委員長、室岡啓史君。
- ○産業建設常任委員長(室岡啓史君) それでは、佐藤定議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目、陳情者が本陳情に至った経過等について審査されたかということであります。この件については、建設課から、これまで新潟県が陳情団体に対して9回説明を行っていることや意見交換会も実施したとの説明がありました。また、新潟県は要望があった消波ブロックの撤去及び加茂湖口の水路掘削を実施しているとの説明がありました。

2点目の公有水面埋立てに関し、陳情者が懸念している海水流入量の減少等の対策について審査されたかということであります。その点につきましては、陳情書に海水流入量の減少についての記載はありませんが、この部分についても、建設課からの資料として潮流シミュレーション結果が提出され、結論として、南埠頭を埋め立てた場合、加茂湖はもとより、加茂湖口の流れを著しく阻害する要因は見受けられなかったとの説明がありました。

以上です。

- ○議長(近藤和義君) 佐藤定君。
- ○4番(佐藤 定君) それでは、二次質疑に行きます。

事業主体が新潟県でありまして、陳情者が説明についてどうしても納得がいかないということについて、 どのような審査があったかお答えいただきたいと思います。

また、今後工事は進められていくと思いますが、佐渡市としてはどのように関わっていくかの説明があったかお答えください。

- ○議長(近藤和義君) 産業建設常任委員長、室岡啓史君。
- ○産業建設常任委員長(室岡啓史君) 先ほども少し触れましたが、役員に対して7回の意見交換、そして組合員に対して2回の意見交換会、計9回行ったということ、そしてプラス、実際には20回ぐらい、電話や少人数の面談等会合を行っているということでありました。そして、執行部の説明としては、県も今後とも協議を継続していくという説明があり、建設部長としても、その会合に1回同席したことがあり、これからもそのように進めていくというようなことで理解しているものであります。

以上です。

○議長(近藤和義君) 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第8号 公有水面埋立承認及び免許の出願に係る意見について(両津湊地内)の議決の延期を求める陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますが、本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、 本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立少数であります。

陳情第8号を採択することは否決されました。

これより陳情第6号 風雪等による農業施設被害等に対する再建支援についての陳情の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立多数であります。

陳情第6号を採択することについては可決されました。

以上で日程第3、産業建設常任委員会付託案件は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午後 3時48分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長(近藤和義君) 再開します。

日程第4 発議案第1号

○議長(近藤和義君) 日程第4、発議案第1号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番(金田淳一君)

発議案第1号

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年3月23日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 金 田 淳 一

" 中川直美

" 山田伸之

" 稲 辺 茂 樹

〃 林 純一

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例

目 次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 個人情報等の取扱い (第4条-第16条)

第3章 個人情報ファイル (第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示 (第18条-第30条)

第2節 訂正 (第31条-第37条)

第3節 利用停止(第38条-第43条)

第4節 審査請求 (第44条-第46条)

第5章 雑則 (第47条—第52条)

第6章 罰則(第53条一第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、佐渡市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要

な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれか に該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の 符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は 個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、 記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなる ように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者 又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、佐渡市情報公開条例(平成16年佐渡市条例第12号)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第 1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」とい う。)別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条 第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号

並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- 第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得する ときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう 努めなければならない。

(安全管理措置)

- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために 必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき 措置をとるとき。
 - (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的 以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を 利用目的以外の自的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不 当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、 次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄 に掲げる字句とする。

第12条第1	法令に基づく場合を除	利用目的以外の目的
項	き、利用目的以外の目的	
	自ら利用し、又は提供し	自ら利用してはならない
	てはならない	

第12条第2	自ら利用し、又は提供す	自ら利用する
項	る	
第12条第 2	本人の同意があるとき、	人の生命、身体又は財産
項第1号	又は本人に提供するとき	の保護のために必要があ
		る場合であって、本人の
		同意があり、又は本人の
		同意を得ることが困難で
		あるとき
第38条第1	又は第12条第1項及び第	第12条第5項の規定によ
項第1号	2項の規定に違反して利	り読み替えて適用する同
	用されているとき	条第1項及び第2項(第
		1号に係る部分に限る。)
		の規定に違反して利用さ
		れているとき、番号利用
		法第20条の規定に違反し
		て収集され、若しくは保
		管されているとき、又は
		番号利用法第29条の規定
		に違反して作成された特
		定個人情報ファイル(番
		号利用法第2条第9項に
		規定する特定個人情報フ
		ァイルをいう。)に記録
		されているとき
第38条第1	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
項第2号		

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は

その漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものと する。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条 及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供し てはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ 適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を 受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を 受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次 に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成 し、公表しなければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号力において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集 方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在 地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個 人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長 に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている 情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政

法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並び に地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に 係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人に おける通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性 質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な章見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮 圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法 人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企 業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に 該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分に つき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことによ

り、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該 部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利 利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する ことができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項 の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間 があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示 請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する 情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議 長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定ある事項を通知して、意見書 を提出する機会を与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その 求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本 文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合に あっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、 当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨 の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

- 第30条 この条例の規定による保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。
- 2 保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。) の内容が事実でないと考えるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報 の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保 有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (訂正請求の手続)
- 第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長 に提出してしなければならない。
 - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正 請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければな らない。 (訂正請求に対する措置)

- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、 その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この 条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当 該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関 して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止:
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用

停止請求」という。)をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (利用停止請求の手続)
- 第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。) を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保 有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る 保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の利用停止義務)
- 第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、 議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個 人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当 該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障 を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止 請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から14日以内 にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に 要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、 遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている 期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る 不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適 用しない。

(審査会への諮問)

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る 不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐渡市 情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年佐渡市条例第15号)第1条に規定する佐渡市情報公開・ 個人情報保護審査会(第50条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることと する場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及 び次条第2号において同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者 に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ 分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中 から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の 適用については議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。) をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定 その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

- 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 5万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年佐渡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に改め、「(平成15年法律第57号)」の次に「及び佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年佐渡市条例第一号。以下「議会個人情報保護条例」という。)」を加える。

第1条の2に次の2号を加える。

- (5) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第2条中「及び佐渡市個人情報保護法施行条例」を「、佐渡市個人情報保護法施行条例」に、「実施機関を」を「実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会を」に改める。

第6条第1項中「及び個人情報の保護に関する法律」を「、個人情報の保護に関する法律」に、「実施機関を」を「実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会を」に改める。

本案は、佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

提案理由。個人情報保護法の改正に伴い、市議会における個人情報の保護について必要な事項を定める ものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(近藤和義君) お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第1号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての採決を行います。 本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(近藤和義君) 起立多数であります。

発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第2号

○議長(近藤和義君) 日程第5、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番(金田淳一君)

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年3月23日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 金 田 淳 一 賛成者 " 田 和太龍 " 中 川 直 美 " 荒 井 眞 理 " 山 田 伸 之 脚 " 描 辺 茂 樹 " 林 本 一

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例(平成16年佐渡市条例第328号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務文教常任委員会の項中「企画財政部」を「企画部、財務部」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

本案は、常任委員会の所管部を改めるものであります。

提案理由。佐渡市行政組織条例の改正が行われたことに伴い、常任委員会の所管部を改めるためであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(近藤和義君) お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 人口減少対策調査特別委員会の中間報告

○議長(近藤和義君) 日程第6、人口減少対策調査特別委員会の中間報告を行います。

会議規則第45条第2項の規定により、人口減少対策調査特別委員会から中間報告の申出がありますので、 これを許します。

人口減少対策調査特別委員会委員長、上杉育子君。

〔人口減少対策調査特別委員長 上杉育子君登壇〕

- 〇人口減少対策調査特別委員長(上杉育子君) 人口減少対策調査特別委員会、中間報告いたします。
 - 本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告いたします。
 - 1、初めに。(1)、人口減少における佐渡市の現状について。「佐渡市まち・ひと・しごと人口ビジョン」における佐渡市の将来人口の推計は、平成27年時点の5万7,255人を基にした人口で、令和22年で3万3,412人、令和42年には1万9,789人と推計され、人口減少への対策は重要かつ喫緊の課題となっています。また、「佐渡市総合計画」においては、人口減少により産業や医療、福祉など様々な分野における人材不足、経済の衰退やサービスの縮小への懸念と併せ、地域におけるコミュニティーの衰退が見込まれるとしている。さらに、高齢化の進行による医療や福祉分野のサービス需要の増加と社会保障費増大への懸念、少子化の進行による地域や学校における同年代の交流機会の減少なども問題となっている。
 - (2)、特別委員会設置の経緯と目的について。佐渡市における人口減少の問題については、行政運営のみならず、市民生活全般に関わる重要かつ喫緊の課題であり、その対策については、移住、定住の推進だけでなく、出産、子育て、福祉、教育、雇用など、様々な分野に関わるものである。市も総合計画や施政方針の下、様々な施策、政策を講じているが、根本的な課題解決には至っていない。人口減少がもたらす市民生活への大きな影響と様々な課題に対し、市議会としてもしっかりと取り組み、市とは異なる視点から調査・研究を進め、市に対し提言していくことが必要であるとの認識を議会として共有したが、それぞれ所管が限られた各常任委員会で調査を進めることは困難との判断に至り、人口減少対策に特化した特別委員会を立ち上げ、横断的な広い視点で精力的に調査を進めることを目的として、令和4年第4回臨時会において設置したものである。
 - (3)、本年度の審査テーマについて。人口減少対策については、大きくは社会減対策と自然減対策に区分できる。社会減対策については、島外への流出抑制やU・I・J・孫ターンといった移住定住の推進などが挙げられる。また、自然減対策については、健康寿命の延伸や生産年齢人口、出生数の維持、増加の実現などが挙げられる。委員会の協議の中で、特別委員会の2年任期前半の令和4年度については、社会減対策として「移住定住の推進、島で働き、島で暮らす」を調査研究のテーマとして取り組むこととした。その調査の状況について中間報告を行うものである。
 - 2、委員会の開催及び調査の状況。本委員会は、第2回委員会から本格的な調査に入り、執行部各担当部署から、「佐渡市総合計画」、「雇用と移住定住」、「第一次産業における移住定住の促進」について、それぞれ市の人口減少対策に関する施策について説明を求め、社会減対策への現状、方向性について把握するとともに、佐渡UIターンサポートセンター、ハローワーク佐渡、羽茂農業振興公社、JAファーム佐渡に現地視察及び意見交換を行い、現地における生の声を直接拾い上げ、状況把握及び課題調査を重視した活動にも取り組んだ。

なお、これまでの委員会の開催及び調査の状況は別紙のとおりである。

- 3、見えてきた課題について。これまで「移住定住の推進、島で働き、島で暮らす」をテーマにして委員会活動を進めてきた中で、今後も市が人口減少対策への施策等を進めていく上で、幾つかの課題が見えてきた。(1)、受入体制における課題について。①、移住定住の受入体制について。長期的なコロナ禍と社会のデジタル化によりリモートワークが進み、全国的に地方への移住の機運も依然として高い状況にある。市としての移住定住に向けた相談、支援などの受入体制のさらなる拡大、強化策が必要であり、移住交流推進課としてさらに踏み込んだ施策立案と事業展開が必要と思われる。
- ②、移住定住の推進について。移住定住の推進には、佐渡UIターンサポートセンターを拠点とした取組はとても有効であるが、同センターの運営形態は経営者個人の努力により賄われている部分が大きいと思われる。一民間企業である同センターの運営努力に依存するのみでは、持続の可能性において疑問が残る。
- (2)、島で働くということについて。①、島内雇用のミスマッチについて。佐渡市内の令和4年9月末における有効求人倍率は1.45倍と高く、人手不足の状況にあるものの、やりがいのある職種不足と待遇の不満などから求人側と求職側とでミスマッチが生じており、若者世代の島外流出に歯止めがかからない大きな要因となっていると思われる。
- ②、第一次産業における課題について。佐渡の基幹産業である第一次産業の維持、活性化を進めるため、担い手づくりを含めた志のある新規就業者の確保が必要であり、そのことは人口減少対策にもつながるものである。一方、用具、機械設備、農地の取得など、新たに自立して始める者にとって大きな負担があり、支援策の拡大が必要と思われる。
- (3)、島で暮らすということについて。①、空き家における課題について。「佐渡市空家等対策計画」における島内の空き家数について、平成30年調査では、総住宅数2万9,370戸のうち7,300戸空き家状態にあり、戸数としては多い状況にあるものの、実際に借りたり、購入できる空き家は需要に対して少ない状況にある。
- ②、新たに島で住むための課題について。移住するに当たり、その居住地となる物件等の契約に必要となる島内保証人の確保が難しい状況がある。
- ③、地域で暮らすことについて。移住者は、職場以外での人とのつながりが薄い状況にあり、移住者が 島内に定着するには、地域の中で安心して暮らせる環境を構築していくことが必要と思われる。
- 4、まとめ。これまでの委員会活動を通して見えてきた課題等を踏まえ、本委員会として人口減少対策について、市に対し次の内容を提言する。(1)、受入体制における課題について。①、移住定住の受入体制について。佐渡市では、移住定住の推進を強化するため、令和3年度から移住交流推進課を設置して取り組んでおり、佐渡への移住者は2年連続して500人を超える大変よい傾向にある。一人でも多くの移住者を受け入れるために、移住交流推進課のさらなる体制強化が必要である。また、移住の理由は千差万別である。市は、より多くの方が佐渡へ移住するための施策について、さらなる調査・研究を進められたい。
- ②、移住定住の推進について。佐渡への移住定住希望の相談、支援の拠点は佐渡UIターンサポートセンターである。市は当該センターが移住者に信頼され、かつ積極的な活動と持続可能な支援体制が維持できるよう、人材育成と併せて、市からの業務委託の内容、予算を拡充して、要員増や組織形態を重層化す

る必要がある。また、その一方で別形式の拠点整備をすることも手法の一つと考えられる。

- (2)、島で働くということについて。①、島内雇用のミスマッチについて。高卒者、UIターン者は じめ佐渡で職を求める方々のほか、子育て世代なども含め、島内企業の仕事内容や魅力を十分に理解でき るよう、市においては島内企業と連携し、各種ニーズに応じた広報活動に努めることを強く求める。また、 資格等が必要な職種への待遇改善のほか、本土との労働環境格差を埋めるため、六次産業化やブランド化 など商品の高付加価値化を図り、生産性の向上と所得増加により島内産業を立て直し、活性化を進める必 要がある。「佐渡に戻り、佐渡で働き、佐渡で暮らすこと」につながる土壌づくりに努めるべきである。
- ②、第一次産業における課題について。羽茂農業振興公社、JAファーム佐渡など、新規就農に対する研修制度は、基幹産業の維持、活性化と佐渡への移住定住の推進にもつながるものであり、有効な支援制度であるが、現在受入体制が弱く、改善の余地は多く残されている。市においては、佐渡への移住定住希望者が佐渡の第一次産業に魅力を感じ、お試し就業から自立した持続可能な経営へとつながるような仕組みづくりを関係機関と連携して構築すること。

なお、島内の第二次、第三次産業については、今年度はより深い調査を進められなかったため、引き続き調査研究を進めていくものである。

- (3)、島で暮らすということについて。①、空き家における課題について。移住者の利便性向上のため、空き家を利活用したお試し住宅や改修費補助は有効かつ必要不可欠である。地域住民と一体となった取組の強化や企業との連携等、事業の拡充を行うこと。
- ②、新たに島で住むための課題について。市は、移住者等が住める空き家の確認を求めるとともに、空き家バンクへの登録の推進に、より一層努めること。また、移住者が住居物件の購入、賃貸するための島内保証人については、他市の優良事例の調査を行うとともに、その仲介役となる島内不動産業者との交流を深め、協議を進めるなど、手続緩和の検討を進めるほか、地域に働きかけをし、地域で保証できるような仕組みも検討するなど、より移住しやすい島を目指すべきである。
- ③、地域で暮らすことについて。移住者が安心して地域で暮らし続けられるよう、市は地域の受入体制に関する意識向上等を働きかけるなど、移住者への支援の強化を図ること。

終わりに。令和4年度における本委員会の調査については、社会減対策に重点を置いて進めてきた。調査を進めていく上で、常任委員会の枠を超えた横断的な視点での調査に努めるとともに、実際に現場との意見交換によって見えてきた課題は、執行部からの説明だけでは分からなかった内容もあった。令和5年度は、佐渡の産業構造や雇用拡大のあるべき方向性など、残りの社会減対策について調査を進めるとともに、健康寿命の延伸、生産年齢人口、出生数の維持、増加の実現などの自然減対策について、「島で生まれ、島で暮らし続けること」を大きなテーマとして委員会活動を進めていく予定でございます。

以上、報告を終わります。

○議長(近藤和義君) 以上で人口減少対策調査特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第7 議会基本条例検討特別委員会の中間報告

○議長(近藤和義君) 日程第7、議会基本条例検討特別委員会の中間報告を行います。

会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例検討特別委員会から中間報告の申出がありますので、

これを許します。

議会基本条例検討特別委員会委員長、山本卓君。

〔議会基本条例検討特別委員長 山本 卓君登壇〕

○議会基本条例検討特別委員長(山本 卓君) 議会基本条例検討特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告する。

- 1、本委員会への付託事項。議会基本条例制定に関すること。
- 2、活動状況は別紙2ページのとおりであります。朗読は省略いたします。
- 3、検討の概要については、3ページを御覧いただきたいと思います。

検討の概要。1、佐渡市議会基本条例案(逐条解説つき)については、資料1、6ページのとおりであります。

- 2、施行期日。令和5年度中。
- 3、同条例施行により実施される諸制度について。(1)、公聴会、参考人制度の積極的活用。公聴会は、本会議及び委員会において、議案の審査等の参考にするために関係者から意見を聞く制度であり、参考人は公聴会を簡略化した制度である。佐渡市議会基本条例(案)第3条第4号において、本制度を積極的に活用するように規定しているが、これは委員会において、請願、陳情の審査に当たり、参考人招致の必要性を検討することを指している。本件については、議会申合せ事項への記載が必要なため、各派代表者会議に諮って決定する予定であります。
- (2)、学識経験者による専門的調査の積極的活用。本制度は、議会が議案の審査等に関する専門的な調査を大学教授やコンサルタント会社などに委託できる仕組みである。佐渡市議会基本条例(案)第3条第4号において、本制度を積極的に活用するよう規定をしている。具体的な手順としては、委員会が審査等において専門的調査が必要と判断したとき、議会運営委員会に諮った上、本会議に必要事項を記載した議案を発議して、議決により決定するものである。本制度は、施行に当たり、会議規則の改正が必要なため、議会運営委員会に諮って決定する予定であります。
- (3)、議会の附属機関。附属機関とは、「執行機関の附属機関」とも呼称され、一般的には執行部が審査、諮問または調査等のために設置した機関を指している。しかし、近年では、議会においても、条例を制定すれば設置可能と法解釈されるようになっていることから、佐渡市議会基本条例(案)第5条において、必要があれば設置できるよう規定している。具体的な手順としては、議員または会派において、議案の審査等のために附属機関の設置が必要と判断したとき、当該設置条例を発議することについて、各派代表者会議等に諮って決定するものとする。
- (4)、議会のパブリックコメント。議会のパブリックコメントについては、佐渡市議会基本条例(案) 第8条第4項において、重要な条例の制定等に当たり実施するように努めるものと規定をしている。本制 度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って制定する予定である。
- (5)、議会報告会及び市民意見交換会。議会報告会及び市民意見交換会は、市民に対して議会活動の報告及び意見の交換の場を設けて、市民の議会活動に対する理解を深め、市民の声を施策に反映するよう努めるための仕組みである。佐渡市議会基本条例(案)第9条において規定をしている。本制度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って決定するものである。

- (6)、議会モニター制度。議会モニターは、議会活動を傍聴していただける市民を募り、当該意見を議会運営委員会で協議すること等によって議会運営に資する仕組みである。佐渡市議会基本条例(案)第10条第3項において、設置できるものとして規定している。本制度の具体的な内容は規程に定めるものとし、当該規程は議会運営委員会に諮って決定する予定である。ただし、当委員会に慎重な意見もあることから、現段階では開始時期は未定としている。
- (7)、反問権。佐渡市議会における反問は、議員の質問または委員の意見に対して、市長または行政委員会の長が趣旨、根拠または考え方を問い直すものとして定義した。(佐渡市議会基本条例第11条第2項、逐条解説)。反問の実施に当たり、議会申合せ事項への追記が必要なため、各派代表者会議に諮って決定する予定であります。
- (8)、委員長報告等の標準化。今般、諸般の検討の過程において、佐渡市議会の委員会審査報告書及び委員長報告は、他市の事例に鑑みて、特異な形態であることを確認した。本来前者は、委員会が議決結果を議長へ報告する文書を指し、後者は委員会の経過等を本会議で報告することを指すものであるが、佐渡市議会においては両者を同一化しているほか、内容的にも表決に意見を付すなど、会議規則上のありようと乖離している点が多い。協議の結果、当委員会としてはこれを標準化すべきものと思料したが、議会申合せ事項の修正等が必要なため、議会運営委員会に諮って決定する予定であります。

以上であります。添付書類の朗読は省略いたします。議員各位におかれましては、今後とも当委員会の 活動に御協力賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上であります。

○議長(近藤和義君) 以上で議会基本条例検討特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(近藤和義君) 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近藤和義君) 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長(近藤和義君) これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長(渡辺竜五君) それでは、令和5年第1回市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、2月28日の開会から本日までの長期間にわたり御審議を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。本定例会冒頭におきまして、令和5年度の市政運営に関して私の所信の一端として施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いしたところでございます。

新年度予算編成につきましては、持続可能な島佐渡の実現とコロナからの再生をテーマに、安心して暮らし続ける島と地域循環共生圏の創出、この2本の未来像の実現に向け、環境と経済が循環する仕組みづくりの加速化に加え、原油価格、物価高騰対策などから市民の暮らしを守る当面の対策への対応に取り組んだところでございます。一方、将来に向けて市民サービスの向上と財政運営の安定化の両立を図るためにも組織改編を行い、現在の企画財政部を企画部と財務部とし、思い切った施策の打ち出しと費用対効果を見据えた、スリムで効率的な行政運営の実現を進めてまいります。

本定例会では、代表質問と一般質問を合わせて15人の議員の皆様から施政方針、大雪災害の対応、改正離島振興法、医療福祉対策、子育て支援策、産業振興策など、多岐にわたり御質問や御提言をいただいたところであり、今後の施策にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

また、拉致問題の解決に向けて、去る3月9日に在日アメリカ大使館のジョン・ナイリン公使が佐渡市に訪れました。私からは、アメリカの力で全面解決につなげていただきたいとお願いをし、翌日10日には拉致現場を視察された後に曽我ひとみさんと面会をされ、公使からは、「拉致がどれだけひどいことか肌で感じた。私が感じたことを大使にも伝えたい」とのお言葉をいただいたところでございます。もう時間がございません。少しでも早い解決に向けて引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、3月13日からマスクの着用は個人の判断が基本となりました。市民の皆様におかれましては、引き続き3密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気などの感染の基本的な予防対策に御協力をお願い申し上げるところでございます。

また、スポーツの分野において、大変うれしい話題が続いております。先日、パワーリフティングの全国大会において、佐藤南さんが見事日本記録を更新して優勝されました。また、昨年の全国高校総合体育大会、インターハイでございますが、バドミントン男子ダブルスでは佐々木大樹さんが優勝されました。この2名とも今後日本代表として、国内のみならず世界を相手にしてさらなる飛躍、御活躍を期待しておるところでございます。

このほか文化の面でも、はんが甲子園本選大会が対面で開催され、佐渡の2校を含む全国14校の予選を 通過した高校が佐渡をテーマに、その感性と技術を競い合いました。コロナ禍により4年ぶりの現地開催 となりましたが、高校生がお互いに学び合い、刺激を受け、成長する、そんな大会になったと感じており ます。

結びになりますが、いよいよ4月という新しい旅立ちとともに、出会いの季節を迎えます。新しい出会いが市民の皆様、また議員の皆様、そして佐渡市にとって新たな飛躍になること、そして皆様方のますますの御活躍と御健康を御祈念申し上げ、今定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(近藤和義君) 以上で会議を閉じます。

令和5年第1回(2月)佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

副 議 長 駒 形 信 雄

署名議員 平田 和太龍

署名議員 佐藤 孝